

## 高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、市内事業者がそれぞれの特性を最大限に活かし、テイクアウトや宅配サービスなどによる商品やサービスの提供、顧客獲得や販路拡大などの新たなビジネスの創出や経営の多角化に取り組む事業に対して補助金を交付することにより、市内事業者の支援を行うことを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれか又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社及び個人のうち、市内において自ら行う事業活動の用に供する店舗、事務所を開設するもの（以下「事業者」という。）とする。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、政府の基本方針に基づき、感染拡大の防止が前提となることを踏まえたうえで、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、新たなビジネスの創出や業態転換、経営の多角化に取り組む事業とし、補助対象経費は別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、1事業者当たり5万円を限度とする。

3 この要綱による補助の対象となる回数は、1事業者あたり1回限りとする。

4 事業者が国県等の補助制度を併用することは、これを認めるものとし、その補助金額については、別表の補助対象経費から控除しない。ただし、国県等の補助金額と市の補助金額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国県等の補助金額を差し引いた額を補助の上限とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 許認可証の写し（営業に許認可が必要となる事業の場合）

(3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付決定通知書（別

記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金変更等承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金変更等決定書(別記様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (3) 成果物を確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備及び保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を

求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

## 別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
消耗品費	テイクアウト用のパック、割り箸 等
印刷製本費	チラシ、DMの印刷 等
通信運搬費	切手、はがき 等
広告料	新聞・雑誌等への広告 等
手数料	登録手数料 等
委託料	ホームページの作成 等
店舗等改修費	テイクアウト専用の窓口設置 等
備品費	WEBカメラ 等
その他の経費	その他市長が認める経費

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者（氏名） 印  
連絡先

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金の交付を受けたいので、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に、許認可の取得状況について飛騨保健所に照会することを承諾します。

記

1. 事業内容

2. 実施予定時期 年 月 日 ～

3. 補助事業に要する経費 円

4. 交付申請額 円

5. 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 許認可証の写し（営業に許認可が必要となる事業の場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者（氏名） 印  
連絡先

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更（中止）の理由
3. 変更前の補助金交付決定額 円
4. 補助金増額・減少申請額 円
5. 変更後の補助金申請額 円

年 月 日

様

高山市長

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金変更等決定書

年 月 日付けで申請のあった高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金変更等承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付（内容の変更）・中止
2. 変更前の補助金交付決定額 円
3. 補助金増額・減少決定額 円
4. 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者（氏名） 印  
連絡先

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業を完了しましたので、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業内容

2. 実施時期 年 月 日 ～

3. 交付決定額 円

4. 補助対象経費の実支出額 円

5. 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (3) 成果物を確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

高山市長

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金実績報告書について、下記のとおり決定したので高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 補助金交付決定額    | 円 |
| 2. 補助対象経費の実支出額 | 円 |
| 3. 補助金確定額      | 円 |

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住 所  
名 称  
代表者（氏名） 印  
連絡先

高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金について、高山市新型コロナウイルス対策新ビジネス創出応援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	円
----------	---

振 込 先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		